

第二管区海上保安本部公示第28号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年9月11日

第二管区海上保安本部長

山戸 義勝（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所

宮城県多賀城市明月1-4-6

第二管区海上保安本部

宮城県塩釜市貞山通3-4-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区 域 仙台塩釜港仙台区（付図に示すとおり）

ロ 期 間 令和5年 9月19日から

令和5年12月15日までのうち2日間

3 水路測量の実施方法

GNSS測位機による測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

イ 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲載する。

ロ 二管区水路通報第36号（9月15日発行）により周知する。

